

「平成29年度から平成30年度までの大熊町仮設灰保管施設設置工事」の質問回答書

| No. | 区分 | ページ | 条項 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----|---------------------|--|--|
| 1 | 入札説明書 | 6 | 8 見積書の提出 | 「見積書の記載内容と14に掲げる工事費内訳書の内容に、正当な理由なく差異を生じさせることは認めない。」とありますが、建築工事に関しては、貴省の積算に必要な見積書（10/24提出）の金額以外では入札できないということでしょうか。あるいは上記「正当な理由」の具体例を提示願います。 | 見積書の記載内容と工事費内訳書の内容に、正当な理由無く差異を生じさせることは認めません。 「正当な理由」とは、例えば、入札までの間に、災害等により大きく現場条件が変化した場合、極端な物価変動が生じた場合等です。 |
| 2 | 特記仕様書 | 2 | 6仮設灰保管施設D棟 2) 構造 | 壁は、放射線遮蔽対応が必要でしょうか？必要な場合、仕様をお知らせ下さい。 | 保管物による外部への放射線を遮蔽する壁は、当初設計において想定しておりません。 |
| 3 | 特記仕様書 | 2 | | 保管室は、非居室と考えるとよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 4 | 特記仕様書 | 2 | | 防火区画は免除されるものと考えてよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 5 | 特記仕様書 | 3 | | 排気装置の指定はありますが、給気設備は出入口部からの自然給気と考えるとよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 6 | 特記仕様書 | 3 | | 給排水設備は不要と考えるとよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 7 | 特記仕様書 | 3 | | 保管する灰は、危険物若しくは指定可燃物に該当しますか。該当の場合、その種類、数量をご提示ください。 | 危険物及び指定可燃物には該当しません。 |
| 8 | 特記仕様書 | 3 | | 消火設備についてご指示ください。 | 消防法、消防法施行令及び消防法施行規則に基づく設備となります。 |

「平成29年度から平成30年度までの大熊町仮設灰保管施設設置工事」の質問回答書

| No. | 区分 | ページ | 条項 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----|------------|---|--|
| 9 | 特記仕様書 | 3 | | 本建屋の分電盤、動力盤の一次側の電源工事（キュービクル、低圧幹線等）は別途工事と考えて宜しいでしょうか。 | 変更協議の対象と考えています。 |
| 10 | 特記仕様書 | 3 | | 自火報設備の受信機は灰保管施設Dとして単独で設置する必要があるでしょうか。受信機は原則常時人の居る場所に設置する必要があります。 | 大熊町減容化処理施設の中央制御室を想定しており、大熊町減容化処理業務受注者との協議が必要になります。協議内容によっては、設計変更の対象とする場合があります。 |
| 11 | 特記仕様書 | 3 | | 屋外に照明器具は必要でしょうか。必要な場合、照明器具を設置する目的（北側構内道路の照度確保、建屋外周の歩行者のための照度確保、建屋出入口（東西面）付近の照度確保 等々）ご教示下さい。 | 屋外の照明器具は、当初設計において想定しておりません。 |
| 12 | 特記仕様書 | 3 | | 建物高さが20m以下のため建築基準法上、避雷設備は不要となります。今回の灰保管施設には避雷設備はなしとして宜しいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 13 | 特記仕様書 | 3 | 7 天井走行クレーン | 遠隔操作式の（吊荷を離す装置）は各クレーンに設置するということよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 14 | 特記仕様書 | 3 | 7 天井走行クレーン | 吊上げ荷重2.8 tは、遠隔操作式（吊荷を離す装置）を設置した状態での能力ですか。 | 遠隔操作式（吊荷を離す装置）無しの状態での能力です。 |

「平成29年度から平成30年度までの大熊町仮設灰保管施設設置工事」の質問回答書

| No. | 区分 | ページ | 条項 | 質問 | 回答 |
|-----|-----------------|-----|--------------------------|---|---|
| 15 | 特記仕様書 | 9 | 28官公庁への手続き等 | 今回の建物は、建築確認申請ないしは計画通知が必要でしょうか。応急仮設建築物の届出のみでしょうか。 | 応急仮設建築物の取り扱いを前提として計画してください。ただし、実際の取扱いは福島県との協議によります。 |
| 16 | 特記仕様書 | 10 | 第4章共通事項 30建築工事の施工管理 | 土間及び外構外工事の施工管理において準拠する指針または仕様書をご教示ください。 | 施工管理は、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）（平成29年東北地方整備局）を満足させるため、受注者自ら定めるものになります。 なお、扱いについては監督員との協議により決定するものとします。 |
| 17 | 特記仕様書 | 10 | 第4章共通事項 31建築工事の検査及び試験 | 土間及び外構外工事の検査及び試験において準拠する指針または仕様書をご教示ください。 | 契約図書のほか、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）（東北地方整備局）によることを原則とします。 なお、その扱いについては監督員と協議により決定するものとします。 |
| 18 | 見積依頼書 | - | 2 基礎工 | 周辺地形の造成勾配が設計図書に示されていないため、作業土工・基礎コンクリート工・腰壁工の数量を読み取れません。当方にて想定してよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 19 | 工事費内訳書 下位単価表 | 36 | 特殊勤務手当 | 本表中の数量は土木工事の直接工事（及び指定仮設工事等）に要する数量であり、共通仮設工事や現場管理費のために必要な特殊勤務手当は本数量に含まれておらず、率の中に含まれると考えてよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 20 | 工事費内訳書 下位単価表 | - | 資材の入域割増 | 土間及び外構他工事で、帰還困難区域に資材を供給するために本代価表中にない項目が必要となった場合、設計変更の対象ですか。 | 現着単価での積算になりますので、基本的に設計変更は生じません。 なお、当初想定できない状況がある場合は、設計変更の協議の対象になります。 |

「平成29年度から平成30年度までの大熊町仮設灰保管施設設置工事」の質問回答書

| No. | 区分 | ページ | 条項 | 質問 | 回答 |
|-----|-----------------------|-----|------------------------------------|--|---|
| 21 | 工事費内訳書 (土間及び外構外工事) | 1 | 技術管理費 | 「現場CBR試験」について、直接工事費に計上し、間接費(率分)の対象外と考えてよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 22 | 工事費内訳書 (土間及び外構外工事) | 2 | U型側溝[市場単価]据付 横断用径20cm L=2000 | 材料名、仕様・規格をご提示ください。 | 現場説明書の添付資料「下位単価表を含む金抜き設計書」を参考にしてください。(現場説明書については9月29日付けで訂正版を福島地方環境事務所ホームページに掲載しています。) |
| 23 | 工事費内訳書 (土間及び外構外工事) | 3 | 砕石舗装 t=150mm | 下層路盤工と考えてよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 24 | 工事費内訳書 (土間及び外構外工事) | 5 | 特殊勤務手当 4時間以上 | 数量をご提示ください。 | 現場説明書の添付資料「下位単価表を含む金抜き設計書」を参考にしてください。(現場説明書については9月29日付けで訂正版を福島地方環境事務所ホームページに掲載しています。) |
| 25 | 工事費内訳書 (土間及び外構外工事) | — | — | 各排水構造物について、詳細図をご提示ください。 | 東北地方整備局 土木工事標準設計図集を参考にして下さい。 |
| 26 | 記載なし | | | 本建物は国交省告示第2379号別表十(放射性物質を貯蔵する施設)に該当し、重要度係数1.5で設計しなくてはならないとの考えでよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |